第三十八条第二項第一号中「含む。）」の下に「及び第百二十六条の二十九第一項（法第百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「及び附則第十五条の四第六項」を「、第百二十六条の三十、第百二十六条の三十八第六項、附則第十五条の四第六項及び附則第十五条の四の二第六項」に改め、同項第三号中「及び附則第十五条の四第七項」を「、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に、「及び第九十条ただし書」を「、第九十条ただし書、第百二十六条の十ただし書及び第百二十六条の十二第一項ただし書」に改め、同項第五号中「第百五条第四項」の下に「及び第百二十六条の二十二第六項」を加え、同項第六号中「第百八条の三第一項」の下に「及び第百二十六条の二十六第一項」を加える。

第三十九条第九号中「含む。）」の下に「及び第百二十六条の二十一第六項（第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「第百二条第六項」を「第百二条第八項」に、「の規定」を「及び第百二十六条の二第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第百二条第五項」を「第百二条第六項」に、「の規定」を「及び第百二十六条の二第七項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「の規定」を「及び第百二十六条の二第五項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号中「第百二条第二項」を「第百二条第三項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

六　法第百二十六条の二十第一項、第百二十六条の二十一第二項、第四項及び第五項並びに第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第七項及び第百六条第四項の規定による法第百二十六条の二第一項の特定認定の取消し

第三十九条第二号の次に次の二号を加える。

三　法第百二十六条の二第一項の規定による特定認定

四　法第百二条第三項及び第百二十六条の二第四項の規定による決定

第三十九条に次の一号を加える。

十三　法第百三十七条の三第一項の規定による決定並びに同条第四項の規定による通知及び公告

第四十条の見出しを削り、同条第一項中「委任された権限」の下に「（前条の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）」を加え、「金融機関（）」を「金融機関等（）」に、「以下この条」を「外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所。以下この条並びに次条第一項及び第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第百三十七条の四の規定による命令

第四十条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「金融機関」を「金融機関等」に改め、「又はその子会社」を削り、「この条」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、「この項」の下に「及び次条第三項」を加え、同条を第四十一条とし、同条の前に見出しとして「（財務局長等への権限の委任）」を付する。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任）

第四十条　法第百三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引業者等（法第百二十六条の二第二項第三号に規定する金融商品取引業者、金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社、同号に規定する金融商品取引業者子特定法人、同号に規定する指定親会社子会社等及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。次号において同じ。）に関するもの並びに金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者及び同条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二　法第百三十六条第二項及び第百三十七条第二項の規定による権限（法第百二十六条の二第二項第三号に規定する金融商品取引業者子特定法人、同号に規定する指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）

本則に次の一条を加える。

第四十二条　第四十条の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限は、金融機関等（金融商品取引法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者を除く。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の規定により委任された権限で、金融機関等の支店等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、金融機関等の支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4　第一項の規定は、同項に規定する権限のうち証券取引等監視委員会の指定するものについては、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定により」とあるのは「第四十条の規定により証券取引等監視委員会に」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「証券取引等監視委員会」とする。

5　証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附則第二条の十中「法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行」を「承継協定銀行（法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。附則第二条の十七第二号において同じ。）」に、「同項において」を「同項の規定により」に、「承継銀行が設立された」を「承継銀行又は特定承継銀行（第百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第百一条の二第一項において同じ。）が設立された」に、「第九十一条（）」を「第四十条の二第二号、第九十一条（）に、「第九十五条まで、」を「第九十四条まで、第九十五条及び」に、「第百条まで」を「第百条（これらの規定を第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）まで、第百二十二条、第百二十六条の三十四（第一項第一号を除く。）、第百二十六条の三十五（第一項を除く。）、第百二十六条の三十九」に、「第百三十五条（第一項を除く。）まで及び附則第十五条の二から第十五条の四まで」を「第百三十四条まで、第百三十五条第二項及び第三項（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）並びに附則第十五条の二から第十五条の四の二まで」に、「第百二十九条第一項」を「第百二十六条の三十四の見出し中「設立」とあるのは「債務等承継」と、同条第一項